

第二百五十話 制度上の不備の悪用！

陸軍の横暴さを示すものとして指摘されるのが、軍部大臣現役武官制の悪用による陸軍意思の押し付けである。その悪名高き「軍部大臣現役武官制」について記す。

1 軍部大臣現役武官制の変遷

軍部大臣（陸軍大臣・海軍大臣）の就任資格を現役の大將・中將に限定する制度である。現役武官に限るため、文官はもちろん予備役・後備役・退役軍人にも就任資格がないのが原則だった。陸軍の場合は三長官会議の合意により陸軍大臣を推挙

1900 第二次山形有朋内閣で現役武官制が成立 狙いは軍部に対する政党の影響防止

(1912 上原勇作陸軍大臣辞任、後任を陸軍は推挙せず、西園寺内閣崩壊)

1913 現役武官制の改正 山本権兵衛内閣

非現役でも大將・中將ならば軍部大臣就任可

(1936/2/26 二・二六事件)

1936 現役武官制復活(陸・海軍省官制 附・別表) 広田内閣

狙い：二・二六事件関与を疑われた予備役武官の軍部大臣就任阻止

2 軍部大臣現役武官制の復活に伴う内閣の不成立、崩壊等の事例



(1) 1937年 広田内閣：腹切り問答に激怒した陸軍大臣は解散要求、聞き容れられねば辞職すると公言した。閣内不一致で広田内閣は総辞職

(2) 1937年 宇垣一成予備役陸軍大將に大命降下あるも、陸軍は陸軍大臣を推挙せず、現役軍人も引き受け手がなく、自身の陸相兼任の勅命を得んとするも同意得られず、組閣断念

(3) 1940年 米内光政内閣が畑俊六陸相の単独辞職により崩壊

(4) 1945年 繆斌工作を推進すべく小磯首相は自身の陸相兼任を試みるも陸軍は阿南大將を推挙し、為に内閣総辞職

3 内閣制度上の問題点は何か

(1) 大命降下あった者の大臣任命権を軍が実質として拒否し得るのか？そのことにより天皇の意向を軍が拒否することになるのでは？（内閣総理大臣も「國務各大臣」の一人として、他の國務大臣と同格であった。）

(2) 陸軍三長官の推挙は必須条件なのか？単なる慣例に過ぎなかったのだが・・・

(3) 違憲・違法ではないが、制度上の不備を悪用した。

4 何が問題だったのか？

(1) 軍の意向に沿わない内閣を崩壊させうるし、組閣すらも断念させうる伝家の宝刀と化した。

(2) 国策決定における陸軍の思惑、考え、方針等を内閣・政府が大いに忖度

この(1)(2)により「国政(策)を壟断したとの非難」を受く。

(3) 海軍大臣の任命が問題となった事例はない。尚、1944年に米内光政が勅旨により現役に復帰して海軍大臣に就任している。

(4) 軍部大臣武官制のメリットとデメリット

(現代民主主義国家では、軍部大臣は文民が主流

(5) 軍の意向を忖度せずに毅然と主張できなかったのか？毅然としない気も少々あるのだが・・・気骨のある人士は居なかった？委縮した？特高・憲兵を恐れた？

(6) 陸軍軍人の政治化(95話参照)が、武官制のデメリットを増幅させた。

(7) 制度の不備を是正するのは至難なのだろうか？

(了)